

諮問番号：諮問第 303 号

答申番号：答申第 303 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

宗像市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 26 条の 5 において準用する法第 19 条の規定に基づく特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

本件処分により法的権利又は利益を侵害されている。

#### 2 審査庁の主張の要旨

審査請求人から提出された特別障害者手当認定診断書（肢体不自由用）（以下「本件診断書」という。）の記載内容からは、審査請求人の障害の程度は特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令 207 号。以下「政令」という。）に定める障害に該当しないことが認められ、処分庁が、審査請求人の手当の認定請求を却下したことに違法又は不当な点が認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人が法第 2 条第 3 項に規定する特別障害者に該当しないとした処分庁の判断に違法又は不当な点がないかということにあるので、以下判断する。

#### 1 政令第 1 条第 2 項各号該当性について

##### （1）第 1 号該当性について

政令第 1 条第 2 項第 1 号の要件は、政令別表第 2 各号に掲げる身体機能の障

害等が重複する場合における障害の状態であるところ、本件診断書によると、傷病名は右被殻出血であり左半身及び左手に知覚鈍麻があることが認められる。

しかしながら、おおむね両上肢のそれぞれについて肩、肘及び手の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有するもの又はおおむね両下肢のそれぞれについて股、膝及び足の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有するものに該当しないことから、政令別表第2第3号及び第4号に該当しないことは明らかである。

また、本件診断書によると、補助具等を使用せずに座る（正座・横座り、あぐら、脚投げ出し（このような姿勢を持続する））ことや立ち上がることが可能であると認められ、座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するものに該当しないことから、政令別表第2第5号に該当しないことは明らかである。

したがって、審査請求人の障害の程度は本号に該当しない。

#### (2) 第2号該当性について

政令第1条第2項第2号の要件は、日常生活において必要とされる介護の程度が同項第1号に定める障害の状態によるものと同程度以上のものであるが、その前提として政令別表第2各号に掲げる身体機能の障害等が重複する場合における障害の状態にあることが必要であるところ、審査請求人は、同表第2各号に掲げる身体機能の障害等を有していない。

したがって、審査請求人の障害の程度は本号に該当しない。

#### (3) 第3号該当性について

政令第1条第2項第3号の要件は、政令別表第1各号に掲げるいずれか身体機能の障害等のいずれかに該当し、かつ、当該身体機能の障害等が同項第2号と同程度以上と認められる程度のものであり、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知）の別紙「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）第三の3によると、内部障害若しくはその他の疾患又は精神の障害のいずれかの身体機能の障害等を有する必要があるところ、審査請求人はこれらの身体機能の障害等を有していない。

したがって、審査請求人の障害の程度は本号に該当しない。

#### (4) 結論

よって、審査請求人の障害の程度は、政令第1条第2項各号のいずれにも該当しないことから、処分庁が、審査請求人が法第2条第3項に規定する特別障害者に該当しないとした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 2 その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和7年11月26日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和8年3月12日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

特別障害者手当の受給資格の認定については、「申請時に提出された診断書」の記載内容に基づき、客観的になされるものとされている。

本件についてこれをみると、処分庁は、本件認定請求に当たって令和7年6月24日に提出された本件診断書に基づき、認定基準に沿って適切に処分を行っていることが認められ、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 鶴 利絵

委員 谷本 拓也